

事業事前評価表
国際協力機構東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

1. 基本情報

- (1) 国名：ウズベキスタン共和国（ウズベキスタン）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウズベキスタン全土
- (3) 案件名：持続可能な経済社会開発支援プログラム・ローン
(Sustainable Economy and Social Development Support Programme Loan)
(以下、「本事業」とする)

L/A 調印日：2024年2月19日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における経済セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ウズベキスタン共和国（以下、「当国」という。）の経済成長率は、2018、2019年にはそれぞれ5%超を達成、2020年に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて1.9%に減速したが、2021年は世界的な経済回復や、金価格の上昇、移民労働者からの送金増加等に支えられ7.4%まで回復した。2022年の経済成長率は、2021年4月時点で5.3%と見込まれていたが（国際通貨基金（以下、「IMF」という。））、2022年2月以降に発生したロシアによるウクライナ侵攻とロシアへの経済制裁が当国経済に大きな影響を及ぼし、2022年6月時点で3.4%まで見込みが鈍化した。特に、物流の大半をロシア経由のルートに依存していることから生じる輸送コストの増加（30～40%、アジア開発銀行（以下、「ADB」という。））、食料価格の高騰（15%、IMF）など、インフレが昂進し（12%、IMF）、当国経済、特に脆弱層に影響を及ぼした。当国政府は、経済活動の下支えと脆弱層向けの支援のため、財政出動を行い経済及び社会の安定化に資する施策を講じ始めた。代表的なものとして、食料安定供給を目的とした価格調整、雇用創出支援等（総額約586百万米ドル）、年金生活者や障害者、稼ぎ手を失った家庭層、未成年や障害児童を持つ家庭等の脆弱者層への給付金の支給（総額約641百万米ドル）を開始した¹。

これまで、財政赤字を補填するため、2019～2021年当国政府によりユーロ債が発行されたが、2022年については、主要通貨の急激な金利上昇や地政学的リスクの高まりにより発行できなかった。他方で、市場経済化改革を継続する必要性と脆弱層支援やレジリエンス強化の施策のため、当国政府は歳出を抑制しない判断をしたため、財政ギャップを埋めるべ

¹ 200万人以上の女性および450万人以上の子供が、これらの支援の対象となっている。

く、国際機関や日本を含むドナーに対し財政支援を要請するに至った。2023年10月に公表された「ウズベキスタン戦略2030」では2030年までの一人当たりGDPの4,000米ドル達成を目標に掲げ、持続可能な経済成長による国民の繁栄を重要項目としている。本事業における政策アクションとの関係では、特に、国営企業の数をも6分の1に減少させるなどさらなる民間への移行の推進、マイクロファイナンスの発展、管理職に占める女性の割合を30%に引き上げ、社会保障制度を強化するなどの目標が掲げられている。

本事業はウクライナ危機に端を発する世界的な経済危機に影響を受けているウズベキスタンにおいて、当国政府が推進中の市場経済化に向けた経済諸改革の継続的な実施を後押しするとともに、脆弱層向け支援等による社会の包摂性や安定性の強化を推進すべく、当国政府に財政支援を行うものである。本事業は「ウズベキスタン戦略2030」の柱である「市民のポテンシャル発揮のための適切な環境整備」、「持続可能な経済成長を通じた国民繁栄の確立」、「法の支配と人間中心の行政の確立」を支援する優先度の高い事業と位置づけられる。

(2) 経済セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

ウズベキスタン共和国国別開発協力方針（2022年9月）では基本方針として「経済成長の促進と格差の是正に向けた支援の実施」が定められている。また、対ウズベキスタン共和国JICA国別分析ペーパー（2023年3月更新）においても「持続的な経済成長」が当国支援に係る基本方針として定められており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

政策マトリクスで取り上げている民間セクター成長のための制度構築・環境整備強化、国営企業の管理強化及び社会の包摂性とレジリエンス強化はJICAグローバル・アジェンダの「4. 民間セクター開発」や「12. ガバナンス」、「9. 社会保障・障害と開発」や「14. ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」に合致する。また、本事業は、地政学危機の影響により脆弱層への深刻な懸念や実施中の経済改革の減速が見込まれる当国において、経済・社会の安定に資するものであり、SDGs ゴール 1（貧困削減）、3（健康な生活の確保と福祉の推進）、5（ジェンダー平等の達成）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）に貢献すると考えられる。

JICA事業との関連では、ウズベキスタン・日本人材開発センターへの技術協力を通じたビジネス人材育成、「倒産法注釈書プロジェクト」等をはじめとする法整備や税務行政改善の取り組み、「投資促進アドバイザー」

やJICAの民間連携事業による本邦企業進出促進との関係性も深い。

加えて、本事業は、当国においてウクライナ危機に端を発する地政学危機による影響への対応を支援するものであり、「自由で開かれたインド太平洋」における平和と安定の確保に資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

世銀は2022年に地政学危機緊急対応として第5次開発政策金融オペレーション（以下、「Development Policy Operation (DPO V)」という。）

(950百万米ドル)を承諾、貸付実行済(2022年12月)。本事業はDPO Vとの協調融資。その他、ADBが650百万米ドル、アジアインフラ投資銀行(AIIB)が530百万米ドル、フランス開発庁(AFD)が152百万米ドル、国際イスラム貿易金融公社が100百万米ドル、石油輸出国機構(OPEC)国際開発基金が100百万米ドルを承諾済み。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、世界的な経済危機の影響を受けているウズベキスタンに対して、財政支援を実施することにより、当国政府が進める市場経済化に向けた改革を後押しするとともに、脆弱層保護にかかる取り組みの推進を図り、もって当国の経済・社会の安定化に寄与するもの。

② 事業内容

財政支援を通じて、当国政府による以下の分野の取り組みの促進を図る。政策マトリクスは別紙の通り。

1) 民間セクター成長のための制度構築・環境整備強化：国営企業民営化の法的枠組みの構築、モバイル通信事業者の民営化、金融市場の効率性・包摂性の向上、倒産法の近代化による民間企業の強靱な回復支援、競争にかかる法体制強化

2) 国営企業の管理強化：国営企業のガバナンス強化、国営企業の財務リスクの低減

3) 社会の包摂性とレジリエンス強化：社会保障制度の効率化・透明性向上、民間分野での女性活躍推進

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

ウズベキスタン国民（人口 3,520 万人）

(2) 総事業費

借款額 37,000 百万円

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

本事業の財政支援開始時期はウクライナ侵攻後の 2022 年 3 月とする。貸

付完了（2024年2月を予定）をもって事業完成とする。

（4）事業実施体制

- 1）借入人：ウズベキスタン共和国（The Republic of Uzbekistan）
- 2）保証人：なし
- 3）事業実施機関：経済財務省（Ministry of Economy and Finance）
- 4）運営・維持管理機関：経済財務省が関係省庁・機関による政策アクションの実施進捗状況・結果等を取り纏め、進捗状況等を報告する。

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1）我が国の援助活動：技術協力「ウズベキスタン・日本人材開発センター・ビジネス人材育成・交流機能強化プロジェクト（フェーズ2）」ではビジネス人材育成を実施している。本事業により市場経済化の環境が整備されることで、上述プロジェクトで育成された人材がウズベキスタン経済の成長に一層貢献できるようになると期待される。また、本事業の政策アクションの多くは国営企業の民営化法等の法律の整備に関わるものであり、国別研修「自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化」を通じ法の適正な運用能力強化を図ることで法律の実行性を高め、目標値の達成に貢献することが見込まれる。
- 2）他援助機関等の援助活動：DPO V との協調融資であり、同じ政策マトリクスを用い、情報共有を行いつつ成果の発現を促す。

（6）環境社会配慮

1）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

（7）横断的事項

本事業による財政支援は地政学危機で影響を受ける脆弱層向けの財政出動に用いられる予定であり、貧困世帯の抑制に資するもの。

（8）ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI(S)（ジェンダー活動統合案件）

<活動内容/分類理由>実施機関との協議を通じて、ジェンダーに基づく課題が確認された。本事業は、政策マトリクスを通じて多角的に女性を支援する計画があり、各種取組及び指標が設定されているため。

（9）その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

（1）定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

別紙のとおり、本事業の評価は、政策マトリクスの成果指標に基づき実施する。運用・効果指標については、協調融資先の世銀と同じ指標を設定している。

(2) 定性的効果：経済の安定的な成長、社会の安定

(3) 内部収益率：プログラム型借款案件のため内部収益率は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

リーマンショック時の 2009～2010 年に実施された東南アジア三か国向け緊急財政支援円借款（フィリピン「緊急財政支援円借款」、インドネシア「気候変動対策プログラムローン（II）（景気刺激支援）」、ベトナム「第 8 次貧困削減支援借款（景気刺激支援）」（評価年度 2011 年度）の事後評価結果等では、緊急財政支援の目的の一つが、危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与を行うことである場合、その効果を高めるためには、支援供与のタイミングが重要であり、可能な限り、支援供与までの手続きの簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましいとの教訓が得られている。また、本事業と同様に世銀との協調融資であったウズベキスタンの「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（2021 年調印）の事後評価（世銀の実施完了報告書レビュー（Implementation Completion Report Review）で代替）では、関連の事業を実施する、JICA を含む他開発パートナーとの連携・調整が支援の成果を高める上で不可欠との教訓が得られている。

上記を踏まえ、本事業では、世銀の既存の財政支援の枠組み（DPO）を活用した協調融資を実施、世銀と同一の政策マトリクスを活用して迅速な資金供与を目指した。また、実施段階でも、世銀をはじめとする他開発パートナーとの情報共有や連携の可能性にかかる協議を行う。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、地政学危機の影響により脆弱層への深刻な懸念や実施中の経済改革の減速が見込まれる当国において、財政支援を通じて、経済・社会の安定に資するものであり、SDGs ゴール 1（貧困削減）、3（健康な生活の確保と福祉の推進）、5（ジェンダー平等の達成）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール
事業完成1年4か月後 事後評価

以 上

別紙資料 政策マトリクス

持続可能な経済社会開発支援プログラム・ローン 政策マトリクス

改革項目	政策アクション (Prior Action)	政策アクションの達成状況 (2022年11月)	指標	基準値	目標値
【コンポーネント1】民間セクター成長に資する制度構築及び環境整備 (Strengthening market institutions and the environment for private sector growth)					
1. 市場経済化・民間セクターの活性化	民営化法案の国会提出。国営企業民営化の法的枠組み構築、民営化プロセスの透明性向上、民間セクターによる投資促進を目指す。	達成済	新法に則った年間民営化プログレス・レポートの発行部数	0 (2022年8月)	1部以上 (2024年6月末)
2. 通信事業者の民営化	モバイル通信事業者の政府保有株の売却に係る政府承認。透明な民営化プロセスに則り100%国営企業に対する民間投資促進とモバイルデジタルサービスの拡充を目指す。	達成済	100%民間が保有するモバイル通信事業者の数	2社 (2022年8月)	3社以上 (2024年6月末)
3. 金融市場の効率性・包摂性の向上	金融市場(ノンバンク)向け信用機関に係る新法の施行。ノンバンクの規制・監督の法的枠組みを整理し、金融市場の拡充を目指す。	達成済	銀行セクターの全資産に占める登録済ノンバンク信用機関の資産割合	0.3% (2020年)	5%以上 (2024年6月末)
4. 倒産法の近代化による民間企業の強靱な回復支援	新倒産法の施行。倒産に係る法的枠組みの更新による事業再生ポテンシャルのある破綻企業の再建とレジリエントな経済を目指す。	達成済	倒産件数に占める再建的手続きの申し立てがあった割合	0.1% (2021年)	5%以上 (2024年6月末)
5. 競争にかかわる法体制強化	新競争法の国会提出。捜査とM&A通知に係る実務ルールの整備、競争に係る法執行機関の機能強化(国営企業監督や省庁間連携を含む)を目指す。	達成済	反競争的行為に対する新法による制裁数	0 (2022年8月)	20件以上 (2024年6月末)

【コンポーネント2】 国営企業の管理強化 (Improving state-owned enterprise management)					
6. 国営企業のガバナンス強化	国営企業による非中核業務の実施及び株保有の制限、国営企業の取締役会の業績評価基準の更新に係る政府決定。国営企業の財務持続性の改善を目指す。	達成済	財務省への四半期財務レポート提出	0% (2022年8月)	大規模国営企業による提出が100% (2024年6月末)
7. 国営企業の財務リスクの軽減	国営企業の財務リスクレーティングの義務化、政府保証のない対外債務借入の上限設定や承認プロセスの明確化、並びに財務省への財務データ提出の義務化。国営企業の財務リスクの軽減を目指す。				
【コンポーネント3】 社会の包摂性とレジリエンス強化 (Increasing social inclusion and resilience)					
8. 社会保障制度の効率化・透明性向上	社会的保護戦略 (National Social Protection Strategy) の政府承認。脆弱層支援 (気候変動により影響を受ける層を含む) の効果的な社会的保護の仕組みを確立するため、①社会的保護制度の設計・実施にかかる組織の役割分担・責任の明確化、②社会的保護プログラムのシングル・ウィンドウ化、③社会的保護政策の目標達成に向けた成果志向型予算システムの導入を目指す。	達成済	全人口40%の要支援者 (貧困層等) の内、社会的保護を受けている受益者割合	58% (2021年)	65% (2023年)
9. 民間分野での女性活躍推進	育児休業給付の負担者の移管に係る政府承認 (民間雇用主から公的基金へ)。民間セクターにおける女性の雇用障壁を軽減することを目指す。	達成済	フォーマルな民間セクターにて公的基金の育児休業給付金の受給資格 (6カ月以上の雇用) を有する女性の割合	0% (2022年8月)	100% (2024年6月末)